みよし市告示第８３号

次の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったことから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、みよし市市民経済部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年１１月１２日

みよし市長　小　山　　祐

愛知県みよし市長印

１　送達を受けるべき者の氏名

ＢＲＡＣＨ　ＳＯＶＡＴＨＮＡＫ

２　送達すべき書類

令和８年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼領収書（過年度）（令和７年度課税分）